

令和5年度第3回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年6月27日(火) 午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場 第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	露木	聖一
2番	原	恵子	8番	関山	節夫
3番	秋山	啓治	9番	水島	寿徳
4番	中村	隆一	10番	野谷	茂
5番	橘川	直泰	11番	原	淳利
6番	倉持	純子	12番	井上	宗士

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	剣持	貴宏
主任主事	木本	盛之

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

7番	露木	聖一	8番	関山	節夫
----	----	----	----	----	----

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による届出について
- (4) 農地の賃借料情報について

9 議案

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

会議の状況

【議長】

皆さんおはようございます。私事ではあるのですが、3年間、会長を務めさせていただきまして、何もできなかったのですが、本当にありがとうございます。

また、今日は任期最後の総会となり、来月からは新メンバーでの総会となります。また地域農業の振興にご努力願えればと思います。

退任される方におかれましては、今までの経験を活かして地域農業の振興にこれからも携わっていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは令和5年度第3回の総会を開催したいと思います。出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第3回総会の議事録署名委員につきましては、7番露木委員、8番関山委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

一 報告事項（1）朗読 一

それでは説明いたします。

N o. 1 及びN o. 2については被相続人が同一でございますので併せて説明いたします。場所は、山西字越地、それから山西字前原の土地につきましては、関係資料位置図の地図1をご覧ください。町立体育館の西側に位置する市街化区域の土地となっております。

また、山西字獅子岩下の土地につきましては地図2をご覧ください。山西プール付近の農業振興地域の土地となっております。こちらにつきましては農業委員によるあっせんの希望も出てはおりますが、現状としては一部プール用地として町で借用しております。

なお、届出の受理通知書につきましては、いずれも令和5年6月6日付で発行しております。

続きましてN o. 3をご説明いたします。一色字南ノ上と一色字林ノ台の土地につきましては地図3をご覧ください。南ノ上橋の西側に位置する農振農用地区域の土地となっております、農業委員会によるあっせんの希望も出ております。

また、一色字蟹在家、一色字馬場下、一色字弥陀ノ窪の土地につきましては地図4をご覧ください。浄源寺の東側や北側に位置しており、一部が農業振興地域、一部が農振農用地区域となっております、農業委員会によるあっせんの希望も出ておりますが、一部の土地は特定農地貸付協定による市民農園となっております。

なお、届出の受理通知書につきましては、令和5年6月6日付で発行しております。

続きましてN o. 4をご説明いたします。地図5をご覧ください。一色字滑窪の打越川

沿いに位置しております、農振農用地区域となっており、農業委員会によるあっせんの希望も出ております。

なお、届出の受理通知書につきましては、令和5年6月12日付で発行しております。

— 報告事項（2）朗読 —

それでは説明いたします。地図1をご覧ください。

土地につきましては、町立体育館の西側に位置する市街化区域の土地となっており、本案件は開発による福祉複合施設用地としての農地転用手続きとなっております。

— 報告事項（3）朗読 —

それでは説明いたします。

本件は、賃借人が農地法に基づく賃借権を有して耕作されておりましたが、今回、賃貸人と双方合意のうえ解約をされるということで、農地法第18条第6項の規定による通知書が提出されているものです。

— 報告事項（4）朗読 —

それでは説明いたします。

農地の貸し借りの際の日安として、農地の賃借料情報を農業委員会が提供しています。

町内の平均農地賃借料につきましては、令和4年1月から令和4年12月までの、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の公告等の資料から収集したデータとなっております。

なお、賃借料情報の提供方法は、町のホームページに掲載し周知を図っていきたいと考えております。

報告事項については、以上でございます。

【議長】

報告事項ではありますが、何かご質問のある方はいらっしゃいますか。

今回、農業委員会によるあっせんの希望が多いので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、報告事項であることから委員皆様の了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第7号農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第7号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。
水島委員、お願いします。

【委員】

6月16日に中里地区農業委員および事務局で対象農地を確認しました。
対象農地の場所は、中里の横峯に位置する農振農用地区域の農地で、面積は1,188㎡です。
譲受人が耕作する農地はいずれも適切に耕作されており、所有権移転後も効率的な農地利用が見込めるため、許可は問題ないと思われまます。
以上です。

【議長】

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは補足説明いたします。議案第7号関係資料をご覧ください。
1ページが許可申請書になります。所有権移転の理由としては、譲渡人の耕作が困難になったことから売買による所有権移転をすることとなりました。
3ページの農地の利用状況ですが、譲受人は自己所有地6,539㎡及び借入地8,792㎡の計15,331㎡の農地を耕作しております。
4ページには今後の作付け予定が記載されており、オリーブを栽培していくということです。
また、農機具については、トラクター、耕うん機、草刈機を所有しております。
5ページは農作業に従事する者です。譲受人の構成員である3名が農作業に従事します。
6ページには経営面積の状況、7ページには周辺地域との関係が記載されています。
8ページには地域との役割分担の状況、法人の常時従事の状況が記載されています。
9ページから12ページに農地所有適格法人としての事業等の状況、13ページに案内図、14ページに公図の写し、15ページに営農計画書を添付しています。
申請地周辺は譲受人が耕作しており、規模を拡大するため、譲渡人との売買の話がまとまったことによる3条許可申請となっており、所有権移転後も引き続き当該地を含め効率的に耕作していくということです。
なお、農地法第3条第2項に規定されている要件についてですが、全部効率利用要件につきましましては、譲受人が町内に所有している農地は農地パトロールで全て耕作されていることを確認しております。
農作業常時従事要件につきましましては、譲受人及び譲受人の家族が年間300日以上農作業に従事することになっております。
以上、ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

この売買は農業会議を通していない個人間売買でしょうか。

【事務局】

こちらは個人間売買となります。

【委員】

この売上高で生活ができていますでしょうか。

【議長】

その家の資産もあるので何とも言えないと思いますが。

【委員】

あくまでも農業収入だけを計上していると思います。私もオリーブをやっていますが、実際オリーブの収入だけではまだ難しい状態です。この方は二宮町の中では収入がある人だと思いますが、あくまでも農地を増やすための母体がどういう状態なのかを言っているだけであって、家庭の総合的な収入ではないと思います。

【事務局】

補足説明をさせていただきます。町の基本構想では年間所得650万円以上を掲げさせていただいています。今後、規模拡大もしていくということでございますので、町としても支援しながら、売上が上がるような指導を考えていきます。

【議長】

それでは、議案第7号農地法第3条の規定による許可申請について、「許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」といたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時55分閉会